

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 72 号	平成28年度盛岡市一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	1
議案第 73 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について……………	5
議案第 74 号	盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の 一部を改正する条例について……………	7
議案第 75 号	盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一 部を改正する条例について……………	8
議案第 76 号	盛岡市農山村地域公園条例について……………	9
議案第 77 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について……………	13
議案第 78 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について……………	14
議案第 79 号	盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例について……………	16
議案第 80 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	19
議案第 81 号	財産の取得について……………	21
議案第 82 号	財産の取得について……………	23
議案第 83 号	盛岡市立向中野小学校校舎増築第 2 期 (建築主体) 工事に係る請負契約の 締結について……………	24
議案第 84 号	盛岡市立城西中学校屋内運動場改築等 (建築主体) 工事に係る請負契約の 締結について……………	25
議案第 85 号	市道の路線の認定及び廃止について……………	26
議案第 86 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県 市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について……………	27
議案第 87 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙
議案第 88 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	29

議案第 72 号

平成28年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度盛岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 317,998千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,645,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 19,792,457	千円 150,856	千円 19,943,313
	2 国庫補助金	5,174,647	150,856	5,325,503
16 県支出金		7,322,905	1,511	7,324,416
	2 県補助金	2,598,740	1,511	2,600,251
17 財産収入		243,854	45,356	289,210
	2 財産売払収入	91,694	45,356	137,050
19 繰入金		3,090,203	111,175	3,201,378
	2 基金繰入金	3,078,841	111,175	3,190,016
22 市債		11,343,779	9,100	11,352,879
	1 市債	11,343,779	9,100	11,352,879
歳入合計		111,327,618	317,998	111,645,616

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 13,234,975	千円 220	千円 13,235,195
	1 総務管理費	11,258,041	220	11,258,261
3 民生費		43,395,921	182,994	43,578,915
	1 社会福祉費	17,931,166	11,400	17,942,566
	2 児童福祉費	17,111,854	171,594	17,283,448
4 衛生費		7,998,255	33,912	8,032,167
	2 清掃費	3,648,602	33,912	3,682,514
6 農林費		2,646,189	2,431	2,648,620
	1 農業費	2,291,626	2,431	2,294,057
7 商工費		1,228,132	14,086	1,242,218
	1 商工費	1,228,132	14,086	1,242,218
8 土木費		16,866,668	58,020	16,924,688
	4 都市計画費	9,083,874	57,144	9,141,018
	5 住宅費	1,665,021	876	1,665,897
9 消防費		3,980,575	15,535	3,996,110
	1 消防費	3,980,575	15,535	3,996,110
10 教育費		8,288,961	10,800	8,299,761
	3 中学校費	1,808,288	10,800	1,819,088
歳 出 合 計		111,327,618	317,998	111,645,616

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
(仮称) みたけ老人福祉センター建設事業債	103,300	112,400	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成28年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方法で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えする
計	11,343,779	11,352,879			

議案第 73 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
 盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
 盛岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	地方税関係情報であって規則で定めるもの	を
	による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	に改める。
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
	外国人生活保護等関係情報で	

あつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）による地域生活支援事業において利用する特定個人情報を追加しようとするものである。

議案第 74 号

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条及び第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第9条中「26円73銭」を「27円50銭」に、「55万7,115円」を「57万3,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員及び市長の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。

提案理由

国の例に準じ、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げようとするものである。

議案第 75 号

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

復興産業集積区域において施設等を新設し、又は増設した個人事業者又は法人に対する固定資産税の課税免除の要件である指定事業者又は指定法人としての指定を受ける期間を1年延長しようとするものである。

議案第 76 号

盛岡市農山村地域公園条例について

盛岡市農山村地域公園条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市農山村地域公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農山村地域公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農山村地域におけるレクリエーション等の野外活動を通じて、市民の保健及び休養に資するとともに、市民の交流の促進を図るため、農山村地域公園を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市サクラパーク姫神	盛岡市日戸字姥懐36番地64

(開設期間)

第3条 農山村地域公園（以下「公園」という。）の開設期間は、4月1日から11月30日までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する公園にあつては、指定管理者。以下第6条まで、第8条第1項及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 公園は、休場しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休場することができる。

(禁止行為)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (7) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(公園の使用)

第6条 公園の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない

- (6) 第8条第1項の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは公園からの退去を命ずること。
- (7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。
- (8) 施設の維持管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第11条及び第12条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

農山村地域公園を設置しようとするものである。

議案第 77 号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について
盛岡市改良住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表市営青山二丁目アパート1号館の項，市営青山二丁目アパート2号館の項及び市営青山二丁目アパート3号館の項を削る。

附 則

この条例は，平成28年7月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い，市営青山二丁目アパート1号館，市営青山二丁目アパート2号館及び市営青山二丁目アパート3号館を廃止しようとするものである。

議案第 78 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について
盛岡市公民館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例
盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項の表に次のように加える。

盛岡市見前南地区公民館	盛岡市西見前13地割50番地
-------------	----------------

第8条の2第1項中「公民館」の次に「（盛岡市見前南地区公民館を除く。次条において同じ。）」を加える。

第12条中「及び盛岡市渋民公民館」を「，盛岡市渋民公民館及び盛岡市見前南地区公民館（以下「盛岡市河南公民館等」という。）」に改める。

第13条第1項，第16条及び第17条第1項中「盛岡市河南公民館，盛岡市都南公民館及び盛岡市渋民公民館」を「盛岡市河南公民館等」に改める。

第18条本文中「事項」の次に「（盛岡市見前南地区公民館を管理する指定管理者にあつては，第3号の事項を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

別表中第13号を第14号とし，第12号を第13号とし，第11号を第12号とし，第10号の次に次の1号を加える。

(11) 盛岡市見前南地区公民館

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
調理室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
視聴覚室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円
研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
工芸室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円

備考 冷暖房を使用する期間においては，表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

附 則

- 1 この条例は，教育委員会規則で定める日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

2 盛岡市見前南地区公民館に係る改正後の盛岡市公民館条例第13条及び第14条に規定する指定の
手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

盛岡市見前南地区公民館を設置しようとするものである。

議案第 79 号

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例について

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例

盛岡市アイスアリーナ条例（平成元年条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

盛岡市総合アリーナ条例

第1条中「アイスアリーナ」を「総合アリーナ」に改める。

第2条中「アイスアリーナ」を「スポーツをはじめとする多様な催しの場を提供する施設として、総合アリーナ」に改め、同条の表中「盛岡市アイスアリーナ」を「盛岡市総合アリーナ」に改める。

第3条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「アイスアリーナの開設時間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおり」を「総合アリーナの開館時間は、午前9時から午後9時まで」に改め、同条ただし書き中「アイスアリーナ」を「総合アリーナ」に、「これら」を「これ」に改め、同条の表を削る。

第4条中「アイスアリーナ」を「総合アリーナ」に改め、同条第1号中「祝日法による休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）」に改める。

第5条から第7条までの規定、第9条第1項、第10条、第11条、第13条、第14条第1項及び第17条中「アイスアリーナ」を「総合アリーナ」に改める。

第18条第1項中「アイスアリーナの管理に係る」を「総合アリーナの管理に係る」に改め、同項第1号中「開設期間又は使用時間」を「開館時間」に改め、同項第6号及び第8号中「アイスアリーナ」を「総合アリーナ」に改める。

第20条中「アイスアリーナ」を「総合アリーナ」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに使用する 場合	全面使用	土曜日及び休日	20,200円	21,400円	22,800円
		その他の日	15,200円	16,400円	17,800円
	片面使用	土曜日及び休日	10,200円	10,800円	11,600円
		その他の日	7,600円	8,200円	9,000円

	3分の1	土曜日及び休日	6,800円	7,200円	7,600円
	面使用	その他の日	5,200円	5,600円	6,000円
集会、展示会、式典その他 これらに類する催しに使用 する場合		土曜日及び休日	202,000円	214,000円	228,000円
		その他の日	152,000円	164,000円	178,000円
音楽、芸能、スポーツ等の 興行に使用する場合		土曜日及び休日	242,400円	256,800円	273,600円
		その他の日	182,400円	196,800円	213,600円

備考

- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
- 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。
- 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。
- この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

アイスアリーナの名称、開設期間及び使用時間並びに使用料の区分及びその額を改めるほか、必

要な規定の整備をしようとするものである。

第1条	第2条	第3条	第4条	第5条	第6条
第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第12条
第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条
第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条
第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条

この法律は、昭和二十一年四月一日から起して施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律は、公布の日から起して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

議案第 80 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

- (1) 住所
氏名
- (2) 住所
氏名
- (3) 住所
氏名
- (4) 住所
氏名

2 調停申立ての趣旨

- (1) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (2) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (3) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (4) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成

9年条例第32号) 第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 81 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成28年6月9日提出

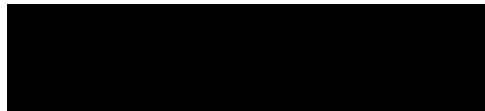
盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土地の所在地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市上田字庚申窪37番3ほか2筆	雑種地	6,178.21㎡	232,440,571円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方

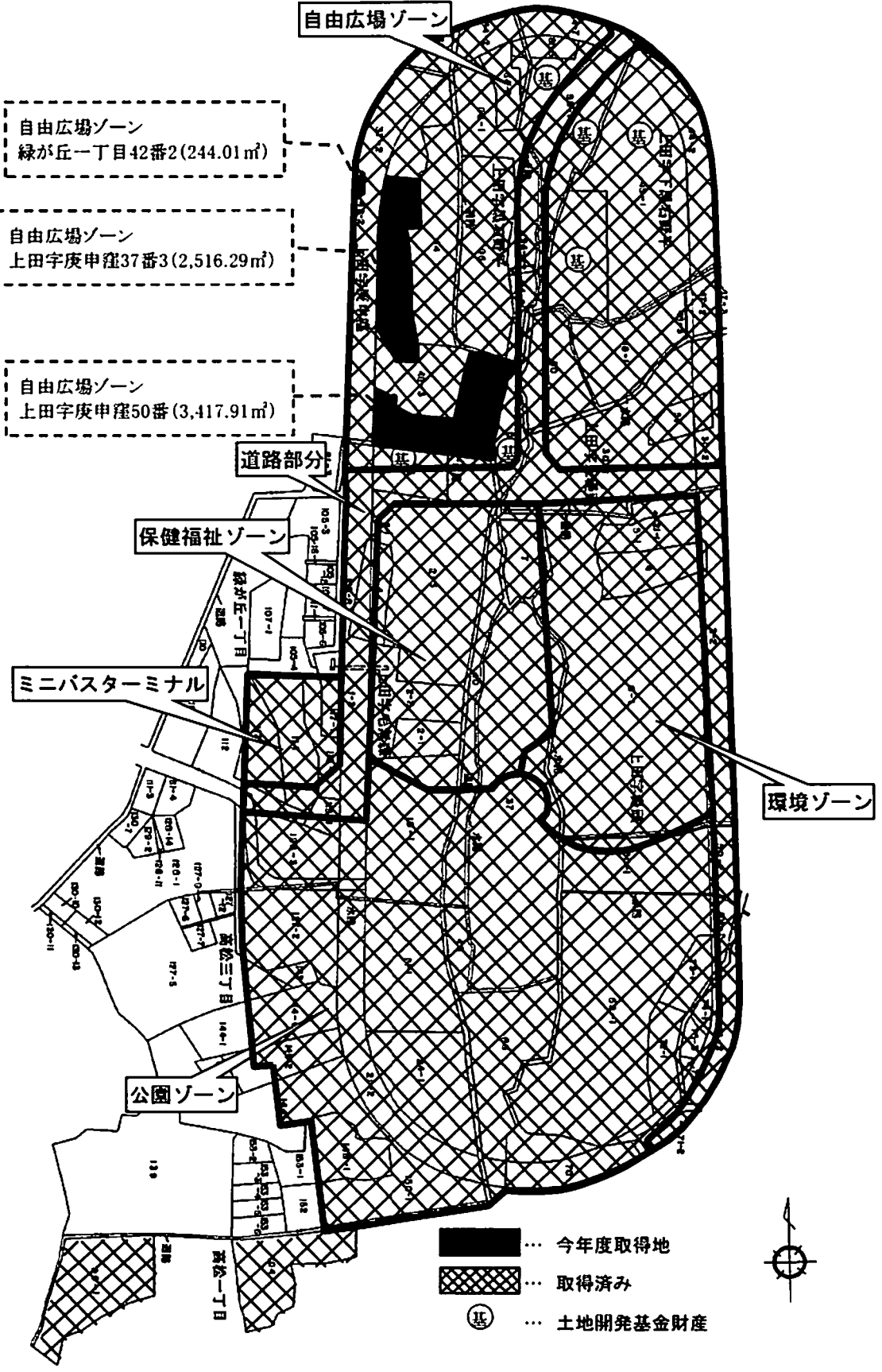


4 見 取 図 別添による。

提案理由

公共用地とするため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

旧盛岡競馬場跡地整備事業に係る
平成28年度取得予定地



議案第 82 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成28年6月9日提出

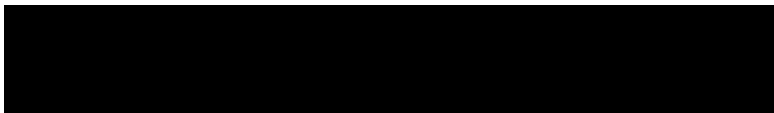
盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
車 両	消防ポンプ自動車の購入	2 台	33,912,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方



提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 83 号

盛岡市立向中野小学校校舎増築第 2 期（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立向中野小学校校舎増築第 2 期（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成28年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 契約工事の名称 | 盛岡市立向中野小学校校舎増築第 2 期（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | |
| 4 契約の相手方 | |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 84 号

盛岡市立城西中学校屋内運動場改築等（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立城西中学校屋内運動場改築等（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 契約工事の名称 | 盛岡市立城西中学校屋内運動場改築等（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | |
| 4 契約の相手方 | |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 85 号

市道の路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のとおり認定及び廃止するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C a 805	向中野235号線	向中野字細谷地62番11地先	向中野字幅9番10地先
C a 806	向中野236号線	向中野字細谷地62番23号地先	向中野字細谷地68番1地先
C a 807	向中野237号線	向中野字道明18番地先	向中野字道明59番地先
C a 808	向中野238号線	向中野字道明47番地先	向中野字道明58番地先
C c 505	下太田230号線	下太田榑5番地先	下太田沢田73番1地先
C c 506	下太田231号線	下太田榑3番地先	下太田沢田73番1地先
C c 507	下太田232号線	下太田沢田16番地先	下太田沢田19番3地先
C c 508	下太田233号線	下太田沢田8番34地先	下太田沢田19番1地先
C c 509	下太田歩行者専用道29号線	下太田沢田19番12地先	下太田沢田19番3地先
都 4168	大道西9号線	三本柳10地割56番4地先	三本柳10地割51番6地先
都 4169	荒屋15号線	永井19地割21番1地先	永井19地割23番8地先

2 路線の廃止

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
C c 281	下太田24号線	下太田沢田67番地の7地先	下太田沢田67番地の1地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 86 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約の協議について

平成28年3月31日に岩手北部広域環境組合が解散したことに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するものとする。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合同約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	紫波、稗貫衛生処理組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
北上地区広域行政組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区消防組合	岩手県市町村総合事務組合
岩手中部広域行政組合	気仙広域連合
岩手中部水道企業団	久慈広域連合
陸前高田市及び大船渡市営林組合	岩手県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

岩手県市町村総合事務組合を組織する団体について、岩手北部広域環境組合が解散したことに伴い岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合

事務組合同規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 87 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

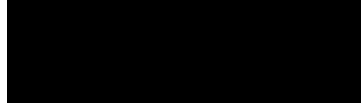
次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）
第6条第3項の規定により意見を求める。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩 崎 愛 雄

佐 賀 和 子



議案第 88 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年 6月 9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例等の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 3月 31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

（盛岡市市税条例の一部改正）

第 1条 盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第 4項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第49条の 3中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第49条の 6中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第 132条第 2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

第 139条第 2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第 3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第 147条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第 2号中「26万円」を「26万 5,000円」に改め、同条第 3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附則第 7条の 2の 2第 4項中「附則第15条第 2項第 6号」を「附則第15条第 2項第 7号」に改め、同条中第 7項を第12項とし、第 6項を第11項とし、第 5項を第10項とし、第 4項の次に次の 5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第7条の5第5号中「費用」の次に「及び施行令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の3中「若しくは第42項」を「第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項」を「第34項」に改める。

附則第17条、第17条の2及び第18条中「第20項」を「第19項」に改める。

(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第90条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同表第90条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第90条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第90条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表、第10項の表、第12項の表及び第14項の表中「第92条の2」を「第92条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第7条の2の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(

昭和25年法律第 226号。以下「新法」という。) 附則第15条第33項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第 7 条の 2 の 2 第 6 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 1 号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第 7 条の 2 の 2 第 7 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第 7 条の 2 の 2 第 8 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 2 号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第 7 条の 2 の 2 第 9 項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

8 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

9 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。